

非自発的失業者の 国保税軽減制度をご存じですか

倒産・解雇、雇い止めなどの非自発的な理由で離職をした方の国民健康保険（国保）税を軽減する制度があります。

対 象	次のすべての条件を満たす方 ①平成21年3月31日以降に失業した方 ②離職日の時点で65歳未満の方 ③雇用保険の失業等給付を受ける方で、「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが、以下に該当する方 ※雇用保険受給資格者証に罫・罫の記載がある方は対象となりません。	
	罫…特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける方）	罫…高年齢受給資格者（65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける方）
	受給資格	離職理由コード
	特定受給資格者	11 12 21 22 31 32
	特定理由離職者	23 33 34
軽減内容	国保税の算定基礎となる前年の給与所得を、100分の30とみなして計算します。 ※対象となるのは、離職者本人の給与所得のみです。	
軽減期間	離職日の翌日の属する月から、翌年度の3月まで ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。 例) 平成30年5月23日に離職した場合 …平成30年5月～平成32年3月分の国保税を軽減	
注 意	国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。	
届出方法	次の2点を持参し、市民窓口グループの窓口で申請してください。 ・国民健康保険被保険者証 ・雇用保険受給資格者証（ハローワークで交付されたもの） ※離職票では軽減の手続きはできません。	

問合せ先 市民窓口グループ ☎52-1111（内線219・261）